総務大臣 村上 誠一郎 様 厚生労働大臣 福岡 資麿 様

同性パートナーに関する権利や制度等の検討を求める要望

我々の区においては、多様性を認め合う地域社会の実現を目指すことを目的として、条例の制定やパートナーシップ制度等を導入し、事実婚を対象としているサービス等について、同性パートナーも対象とするなどの対応を行っている。

現在、自治体によるパートナーシップ制度の人口カバー率は約89%となり、民間においても性的マイノリティに配慮した取組が進んでいる状況である。また、本年3月の最高裁では、犯罪被害者等給付金に関して、同性パートナーも男女の事実婚と同様に支給対象になり得るとの判断が示された。

このような状況の中、一部の自治体では、同性パートナーの住民票の続柄について、現行の住民基本台帳事務処理要領に示された表記の範囲内での対応として「夫(未届)」、「妻(未届)」と表記する動きが出てきている。特別区においても、本年11月1日より、世田谷区と中野区で同様の対応を開始したところである。

我々は、同性パートナー、法律婚、事実婚などに関わらず、誰もが等しくサービス等を 享受することができる社会の実現を強く望んでおり、あくまでも過渡的な措置として、市 民生活を支える基礎自治体の立場から可能な限りの方策を尽くしているものである。

ついては、以下の事項について、国において早急に対応することを求める。

記

- 1 同性パートナーが法律婚や事実婚と比べて不利益を被ることなく同様の権利が得られるよう、各種社会保障制度等の改正について早急に検討を行うこと。
- 2 パートナーシップ制度の適用を受けた者の住民票における続柄の表記として、当事者間の関係をより適切に反映した新たな表記を設定し、住民基本台帳事務処理要領に掲載するなどの対応を行うこと。

令和6年12月23日

港区長	清家愛	杉並区長	岸本聡子
文京区長	成澤廣修	豊島区長	高際みゆき
品川区長	森澤恭子	墨田区長	山本亨
世田谷区長	保坂展人	足立区長	近藤やよい
中野区長	酒井直人	江戸川区長	斉藤猛